

## ☆注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における 合理的配慮の観点及び一例



注意欠陥多動性障がいのある児童生徒への合理的配慮って、  
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、注意欠陥多動性障がいのある子どもの教育における合理的配慮の観点\*<sup>1</sup>として整理され、その一例が示されました。それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



### ①-1 教育内容

#### ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

\* 行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。

- 例)  自分を客観視する  
 物品の管理方法の工夫  
 メモの使用 等

#### ①-1-2 学習内容の変更・調整

\* 注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  学習内容を分割して適切な量にする。 等

### ①-2 教育方法

#### ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

\* 聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。

- 例)  掲示物の整理整頓・精選  
 目を合わせての指示  
 メモ等の視覚情報の活用  
 静かで集中できる環境づくり 等

#### ①-2-2 学習機会や体験の確保

- 例)  好きなものと関連付けるなど興味・関心が持てるように学習活動の導入を工夫  
 危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通して指導

#### ①-2-3 心理面・健康面の配慮

\* 活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。

- 例)  十分な活動のための時間の確保  
 物品管理のための棚等の準備  
 良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り  
 感情のコントロール方法の指導  
 困ったときに相談できる人や場所の確保 等

①

教育内容・方法

\* 1 :ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第Ⅲ章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

②  
支援体制

②－１ 専門性のある指導体制の整備

- 例)  特別支援学校や発達障がい者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。  
 通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②－２ 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例)  不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３ 災害時等の支援体制の整備

\* 落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。

- 例)  項目を絞った短時間での避難指示  
 行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等

③  
施設・設備

③－１ 校内環境のバリアフリー化

特になし

③－２ 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

\* 注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。

- 例)  余分なものを覆うカーテンの位置  
 照明器具等の防護対策  
 危険な場所等の危険防止柵の設置  
 静かな小部屋の設置 等

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

\* 災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス\*<sup>2</sup>を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



\* 2 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第三章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。